

# 「新待機児童ゼロ作戦」について(概要)

## 趣旨

働きながら子育てをしたいと願う国民が、その両立の難しさから、仕事を辞める、あるいは出産を断念するといったことのないよう、

○働き方の見直しによる  
仕事と生活の調和の実現

○「新たな次世代育成  
支援の枠組み」の構築

の二つの取組を「車の両輪」として進めていく。



希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して

保育施策を質・量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開

## 目標・具体的施策

希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする。特に、今後3年間を集中重点期間とし、取組を進める。



### <10年後の目標>

- ・保育サービス(3歳未満児)の提供割合  
20% → 38% (※)  
【利用児童数100万人増(0~5歳)】
- ・放課後児童クラブ(小学1年~3年)の  
提供割合 19% → 60% (※)  
【登録児童数145万人増】

⇒ この目標実現のためには  
一定規模の財政投入が必要

税制改革の動向を踏まえつつ、  
「新たな次世代育成支援の枠組み」  
の構築について速やかに検討。

(※)「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成19年12月)」における仕事と生活の調和した社会の実現に向けた各主体の取組を推進するための社会全体の目標について、取組が進んだ場合に10年後(2017年)に達成される水準

## 集中重点期間の対応

当面、以下の取組を進めるとともに、集中重点期間における取組を推進するため、待機児童の多い地域に対する重点的な支援や認定こども園に対する支援などについて夏頃を目途に検討

- ・ ○保育サービスの量的拡充と  
提供手段の多様化 [児童福祉法  
の改正]
- ・ 保育所に加え、家庭的保育(保育ママ)、認定こども園、幼稚園の預かり保育、事業所内保育施設の充実
- ・ ○小学校就学後まで施策対象  
を拡大
- ・ 小学校就学後も引き続き放課後等の  
生活の場を確保
- ・ ○地域における保育サービス等  
の計画的整備 [次世代育成支援  
対策推進法の改正]
- ・ 女性の就業率の高まりに応じて必要  
となるサービスの中長期的な需要を勘案  
し、その絶対量を計画的に拡大
- ・ ○子どもの健やかな育成等のため、  
サービスの質を確保

## 児童福祉法等の一部を改正する法律案の主な経緯

- 平成19年11月29日 「社会的養護体制の充実を図るための方策について」  
(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書)
- 平成19年12月27日 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略  
(少子化社会対策会議決定)
- 平成20年 2月 1日 社会保障審議会少子化対策特別部会・児童部会  
「児童福祉法等の一部を改正する法律案の主な内容」について了解
- 平成20年 3月 4日 「児童福祉法等の一部を改正する法律案」閣議決定・衆議院に提出
- 平成20年 5月21日 衆議院厚生労働委員会にて提案理由説明
- 平成20年 5月23日 衆議院厚生労働委員会にて質疑
- 平成20年 5月28日 衆議院厚生労働委員会にて参考人質疑及び質疑後、可決(全会一致)
- 平成20年 5月29日 衆議院本会議にて可決、参議院に送付

# 児童福祉法等の一部を改正する法律案の主な内容

## 趣旨

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、子育て支援に関する事業の制度上の位置付けの明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

## 1 児童福祉法の一部改正①(子育て支援事業等を法律上位置付けることによる質の確保された事業の普及促進)

### (1) 子育て支援事業を法律上位置付け (平成21年4月施行)

- 以下の事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設け、都道府県知事への届出・指導監督等にからしめることとする。
  - ① 乳児家庭全戸訪問事業(※いわゆる生後4か月までの全戸訪問事業)
  - ② 養育支援訪問事業(※いわゆる育児支援家庭訪問事業)
  - ③ 地域子育て支援拠点事業
  - ④ 一時預かり事業
- また、市町村は、これら①～④の事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるものとする。

※ 上記の改正に併せて社会福祉法を改正し、上記事業及び2(2)の小規模住居型児童養育事業について、第2種社会福祉事業とすることにより、必要な社会福祉法の事業開始・指導監督規定や、消費税等の非課税措置の対象とする。

### (2) 家庭的保育事業を法律上位置付け (平成22年4月施行)

- 保育に欠ける乳幼児を、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者であって、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもの)の居宅等において保育する事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設ける。
- 市町村の保育の実施責任に関する規定に、保育所における保育を補完するものとして家庭的保育事業を位置付ける。
- 市町村は、事前に都道府県知事に届け出て家庭的保育事業を行うことができるものとし、都道府県による指導監督等にからしめることとする。

## 2. 児童福祉法の改正②(困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化)

### (1) 里親制度の改正 (平成21年1月施行)

- 養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件について一定の研修を修めることとする等里親制度を見直す。
- 都道府県の業務として、里親に対する相談等の支援を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。

### (2) 小規模住居型児童養育事業の創設 (平成21年4月施行)

- 要保護児童の委託先として、養育者の住居で要保護児童を養育する事業(ファミリーホーム)を創設し、養育者の要件等事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定を設ける。

### (3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 (平成21年4月施行)

- 要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課す。

### (4) 年長児の自立支援策の見直し (平成21年4月施行)

- 児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申込みに応じて提供することとともに、義務教育終了後の児童のほか、20歳未満の者を支援の対象として追加する等の見直しを行う。

### (5) 施設内虐待の防止 (平成21年4月施行)

- 児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講すべき措置等施設内虐待の防止のための規定を設ける。

### (6) その他 (平成21年4月(提供体制の計画的整備は平成22年4月)施行)

- 児童相談所における保護者指導を児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとする。
- 児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件の廃止等を行う。
- 都道府県における里親や児童養護施設等の提供体制の計画的な整備について、必要な措置を講じる。

### 3 次世代育成支援対策推進法の一部改正① (地域における取組の促進)

#### (1) 国による参酌標準の提示 (公布から起算して6月以内に施行)

- 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定めるものとする。

#### (2) 地域行動計画の策定等に対する労使の参画 (公布から起算して6月以内施行)

- 市町村及び都道府県は、行動計画を策定・変更しようとするときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。

#### (3) 地域行動計画の定期的な評価・見直し (平成22年4月施行)

- 市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 4 次世代育成支援対策推進法の一部改正② (一般事業主による取組の促進)

#### (1) 一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大 (平成23年4月施行)

- 中小事業主のうち一定規模以上(100人超)の事業主について、行動計画を策定・届け出なければならないものとする。

#### (2) 一般事業主行動計画の公表・周知 (平成21年4月施行)

- 行動計画の策定・届出義務のある事業主について、行動計画の公表及び従業員への周知を義務づけるとともに、行動計画の策定・届出が努力義務の事業主についても、同様の努力義務を設ける。

### 5 次世代育成支援対策推進法の一部改正③ (特定事業主による取組の促進)

- 特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員のために策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、職員への周知を義務付けるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないものとする。(平成21年4月施行)

# 子育て支援事業の定義規定のイメージ

## 1 乳児家庭全戸訪問事業

市町村内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、①子育てに関する情報の提供、②乳児及びその保護者的心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、③養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業

## 2 養育支援訪問事業

厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した①保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、②保護者に監護させると不適当であると認められる児童及びその保護者、③出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、これらの者の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

## 3 地域子育て支援拠点事業

厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

## 4 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

## 5 家庭的保育事業

保育に欠ける乳児又は幼児について、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。)の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業

# 子育て支援事業の事業開始・指導監督の仕組みのイメージ

- 1 社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業の事業開始、指導監督の仕組み（乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・地域子育て支援拠点事業）

～事業開始時～

事業の開始

都道府県知事へ事業開始の届出（※事後）

（事業開始から1ヶ月以内）

～事業開始後の指導監督～

都道府県知事は、必要と認める事項の  
報告徴収、検査が可能

↓

都道府県知事は、  
・事業者が報告徴収・検査に応じない場合  
・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合  
等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。

- 2 児童福祉法に基づく一時預かり事業・家庭的保育事業の事業開始・指導監督の仕組み

～事業開始時～

都道府県知事へ事業開始の届出（※事前）

事業の開始

～事業開始後の指導監督～

都道府県知事は、必要と認める事項の  
報告徴収、立入検査が可能

都道府県知事は、事業が基準に適合しない場合  
は、必要な措置を命ずることが可能。

+

都道府県知事は、  
・事業者が命令・処分に違反した場合  
・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合  
等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。

※ このほか、第2種社会福祉事業として位置付けた事業（乳児家庭全戸訪問事業・養育支援家訪問事業・地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業）については、①寄付金の募集に際しての許可制度、②サービス利用者に対する情報提供努力義務、③利用申込み時の契約内容等の説明の努力義務、④自己評価等の質の向上の努力義務、⑤誇大広告の禁止等の社会福祉法の規定のほか、⑥消費税等の非課税措置の対象となる。

# 次世代育成支援のための新たな制度体系の検討について

## 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月少子化社会対策会議決定)

- 国民の結婚・出産・子育てに関する希望と現実の乖離を解決するためには、「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造の解決が不可欠であり、①働き方の改革による「仕事と生活の調和」の実現と、②仕事と子育ての両立、家庭における子育てを支援する社会的基盤の構築の2つの取組を「車の両輪」として取り組むことが必要。
- このため、仕事と生活の調和の実現と、希望する結婚・出産・子育ての実現を支える給付・サービスを、体系的・普遍的に提供し、必要な費用について、次世代の負担とすることなく、国・地方公共団体・事業主・個人の負担・拠出の組合せによって支える具体的な制度設計の検討に直ちに着手の上、税制改革の動向を踏まえつつ速やかに進めるべき。

### 社会保障審議会 少子化対策特別部会における検討

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を踏まえ、社会保障審議会に少子化対策特別部会を設置(平成19年12月)。平成20年3月より新たな制度設計に向けた検討を開始。(※3月までは重点戦略で示された「先行して取り組むべき課題」について検討。)

#### 《検討経過・予定》

- 3/14(第4回)－これまでの議論の紹介とフリーディスカッション
- 4/9(第6回)－現金給付の現状と課題／費用負担の現状と課題
- 5/9(第8回)・5/19(第9回) 一次世代育成支援のための新たな制度設計に向けた基本的考え方
- 3/21(第5回)－現物サービスの現状と課題／サービス利用者・提供者のヒアリング
- 4/21(第7回)－第4回～第6回を踏まえた議論

- 平成20年5月20日に新たな制度設計に向けた基本的考え方をとりまとめ。  
(※平成20年3月までは、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において同時に示された「先行して取り組むべき課題」についての議論を実施。)
- その後も、税制改革の動向を踏まえつつ、速やかに検討を進める。

### (社会保障審議会 少子化対策特別部会 委員構成)

飯 泉 嘉 門	徳島県知事	佐 藤 博 樹	東京大学社会科学研究所教授
岩 渕 勝 好	東北福祉大学教授	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授	
岩 村 正 彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授	庄 司 洋 子	
内 海 裕 美	吉村小児科院長	杉 山 千 佳	有限会社セレーノ代表取締役
大 石 亜希子	千葉大学法経学部准教授	福 島 島 香 一	日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
大 日 向 雅 美	恵泉女子大学大学院教授	宮 山 文 治	日本テレビ報道局記者
小 島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長	山 岩 真 文	大阪市立大学生活科学部教授
清 原 慶 子	三鷹市長	吉 田 正 幸	福岡県添田町長
駒 村 康 平	慶應義塾大学経済学部教授		有限会社遊育代表取締役

(五十音順 敬称略)

# 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた 基本的考え方 概要

〔平成20年5月20日 社会保障審議会 少子化対策特別部会とりまとめ〕

- 「子どもと家族を応援する日本重点戦略」を受け、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方をとりまとめたもの。
- 引き続き、税制改革の動向を踏まえつつ、以下の基本的考え方に基づき、具体的制度設計を速やかに進めていく必要がある。

## 1 基本認識

### ～新制度体系が目指すもの～

- ① すべての子どもの健やかな育ちの支援
- ② 結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現
- ③ 未来への投資(将来の我が国の担い手の育成の基礎等)

### ～新制度体系に求められる要素～

- ①包括性・体系性 (様々な考え方に基づく次世代育成支援策の包括化・体系化)
- ②普遍性 (誰もが、どこに住んでいても、必要なサービスを選択・利用できる)
- ③連続性 (育児休業から小学校就学後まで切れ目がない)

効果的な財政投入・そのために必要な財源確保・社会全体による重層的な負担

## 2 サービスの量的拡大

- ・子育て支援サービスは、全般的に「量」が不足(必要な人が必要な時に利用できていない)。大きな潜在需要を抱えている。
- ・限られた財源の中、「質」の確保と「量」の拡充のバランスを常に勘案し、「質」の確保された「量」の拡充を目指す必要。
- ・「量」の抜本的拡充のためには、多様な主体の多様なサービスが必要であり、参入の透明性・客觀性と質の担保策が必要。

## 3 サービスの質の維持・向上

### 《全体的事項》

- ・質の高いサービスによる子どもの最善の利益の保障が重要。質の向上に向けた取組の促進方策を検討すべき。

### 《保育サービス》

- ・役割の拡大に応じた保育の担い手の専門性の向上、職員配置や保育環境の在り方の検討が必要。
- ・保育サービスの「質」を考えるに際しては、認可保育所を基本としつつ、保育サービス全体の「質」の向上を考える必要。

## 4 財源・費用負担

- ・次世代育成支援は、「未来への投資」や「仕事と子育ての両立支援」の側面も有し、社会全体(国、地方公共団体、事業主、個人)の重層的負担が求められる。
- ・給付・サービスの「目的・受益」と「費用負担」は連動すべきことを踏まえ、関係者の費用負担に踏み込んだ議論が必要。
- ・地方負担については、地域特性に応じた柔軟な取組を尊重しつつ、不適切な地域差が生じないような仕組みが必要。
- ・事業主負担については、「仕事と子育ての両立支援」や「将来の労働力の育成」の側面、給付・サービスの目的等を考慮。
- ・利用者負担については、負担水準、設定方法等は重要な課題。低所得者に配慮しつつ、今後、具体的議論が必要。

## 5 保育サービスの提供の仕組みの検討

- ・今日のニーズの変化に対応し、利用者の多様な選択を可能とするため、良好な子どもの育成環境と親の成長を支援する対人社会サービスとしての公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム(完全な市場メカニズムとは別個の考え方)を基本に、新しい保育サービスの提供の仕組みを検討していくことが必要。
- ・「保育に欠ける」要件については、より普遍的な両立支援、また全国どこでも必要なサービスが保障されるよう、客観的にサービスの必要性を判断する新たな基準等の検討が必要。
- ・契約など利用方式の在り方についても、新しい保育メカニズムの考え方を踏まえ、利用者の選択を可能とする方向で検討。
- ・その際、必要度の高い子どもの利用の確保等、市町村等の適切な関与や、保護者の選択の判断材料として機能しうる情報公表や第三者評価の仕組み等の検討が併せて必要。また、地方公共団体が、地域の保育機能の維持向上や質の向上に適切に権限を発揮できる仕組みが必要。
- ・新しい仕組みを導入する場合には、保育サービスを選択できるだけの「量」の保障と財源確保が不可欠。
- ・幼稚園と保育園については、認定こども園の制度運用の検証等も踏まえた就学前保育・教育の在り方全般の検討が必要。

## 6 すべての子育て家庭に対する支援等

- ・新制度体系における対象サービスを考えるに際しては、仕事と子育ての両立支援のみならず、すべての子育て家庭に対する支援も同時に重要。その量的拡充、質の維持・向上、財源の在り方を考えていくことが必要。

## 7 多様な主体の参画・協働

- ・保護者、祖父母、地域住民、NPO、企業など、多様な主体の参画・協働により、地域の力を引き出して支援を行うべき。
- ・親を一方的なサービスの受け手とするのではなく、相互支援など積極的な親の参画を得る方策を探るべき。

## 8 特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮

- ・新制度体系の設計に当たっては、虐待を受けた子ども、社会的養護を必要とする子ども、障害児など特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮を包含することが必要。

## 9 働き方の見直しの必要性…仕事と生活の調和の実現

- ・少子化の流れを変えるためには、子育て支援サービスの拡充と同時に、父親も母親も、ともに子育ての役割を果たしうるような働き方の見直しが不可欠。仕事と子育てを両立できる環境に向けた制度的対応を含め検討すべき。

以上の基本的考え方を推進していくため、今後、サービスの利用者(将来の利用者含む)、提供者、地方公共団体、事業主等、多くの関係者の意見を聞くとともに、国民的議論を喚起し、次世代育成支援に対する社会的資源の投入についての合意を速やかに得ていくことが必要である。その上で、投入される財源の規模に応じた進め方に留意しつつ、その具体的制度設計について、国民的な理解・合意を得ていく必要がある。